

せたがやエコフレンドリーショップ登録制度実施要綱

令和2年11月30日

2世清事第299号

(目的)

第1条 この要綱は、食品ロス（売れ残り、食べ残し、期限切れ等により、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることをいう。以下同じ。）及びプラスチックごみの削減に取り組む区内の小売店、飲食店等をせたがやエコフレンドリーショップ登録店（第5条第2項の規定により登録された店舗をいう。以下「登録店」という。）として登録し、その取組を広く紹介することにより、食品ロス及びプラスチックごみの削減の必要性等について意識啓発を図ることを目的とする。

(登録対象店)

第2条 登録の対象となる店舗は、世田谷区内で営業する小売店、飲食店等であって、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 店舗において排出される資源及びごみを適正に処理又はリサイクルしていること。
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）その他反社会勢力等の関係者に該当しないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。
- (4) 店舗の営業に係る関係法令及び公序良俗に反していないこと。

(登録要件)

第3条 区長は、次の各号に掲げる取組をいずれか1つ以上行っている店舗を、登録店として登録することができる。

- (1) 希望量に応じた食事の提供
- (2) 食品ロスの削減に係る啓発活動の実施
- (3) 食料品販売時の食品ロスの削減に係る取組
- (4) 使い捨てプラスチックの削減
- (5) 前各号に掲げるもののほか、食品ロス及びプラスチックごみの削減に係る取組

(協力内容)

第4条 区長は、登録店に次の事項について協力することを求めるものとする。

- (1) 前条各号に掲げる取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。
- (2) 次条第2項の規定により交付するステッカー等を店舗入り口その他の利用者等から見やすい場所に貼付し、その取組について積極的に周知すること。
- (3) 区が実施する取組に関する各種調査に回答すること。
- (4) 区のホームページ等により店舗情報を紹介することに同意し、店舗写真等を提供すること。

(申込方法)

第5条 登録店として登録を受けようとする小売店、飲食店等の代表者（以下「申込者」という。）は、せたがやエコフレンドリーショップ登録・変更申請書（第1号様式。以下「登録・変更申請書」という。）を世田谷区清掃・リサイクル部事業課に郵送、ファックス又は持参のうちいずれかの方法で提出する。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を確認し、せたがやエコフレンドリーショップとして登録することを決定したときは、エコフレンドリーショップ名簿に記載するとともに、申込者に対して登録証、ポスター及びステッカーを交付し、並びに希望者に限りドギーバッグ（持ち帰り容器をいう。以下同じ。）を提供する。

(登録内容の変更)

第6条 区長は、登録店がその内容を変更しようとするときは、当該登録店に登録・変更申請書を速やかに提出させるものとする。

(登録の辞退)

第7条 区長は、登録店が第3条各号に掲げる取組を行わなくなったとき又は協力しないことを決定したときは、当該登録店にせたがやエコフレンドリーショップ登録辞退届（第2号様式。次条において「登録辞退届」という。）を提出させるものとする。

(登録の取消し)

第8条 区長は、登録店が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録辞退届の提出があったとき。
- (2) 第3条各号に掲げる取組を行っていないと認めるとき。
- (3) 信用を失墜する行為を行う等、登録店として適当でないと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、せたがやエコフレンドリーショップ登録取消通知書（第3号様式）により当該登録店の代表者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録に係る登録店の代表者に登録証及びドギーバッグを返却させ、並びにステッカー及びポスターを破棄させなければならない。

（広報）

第9条 区長は、登録店の取組内容等について、区のホームページ等に掲載し、広く紹介するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、清掃・リサイクル部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。